

宇都宮市住宅改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する住宅改修事業費補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、住宅の性能又は機能を向上するための改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において、その工事に要する費用の一部を補助することにより、良質な住宅ストックの形成及び市民の安全、安心かつ快適な住生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に所在する建物であって、人の居住の用に供するもの又は建物のうち人の居住の用に供する部分をいう。
- (2) 所有者 住宅（賃貸住宅を除く。）を所有する者をいう。
- (3) 必須工事 住宅の改修工事であって、別表第1に掲げるものをいう。
- (4) 選択工事 必須工事と併せて行う住宅の改修工事であって、別表第2に掲げるものをいう。
- (5) 他の住宅改修補助制度 市の木造住宅耐震改修補助金、木造住宅耐震化効果促進補助金、重度身体障がい者住宅改造費補助金及び高齢者にやさしい住環境整備事業費補助金並びに介護保険における居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給をいう。

(補助対象工事)

第4条 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 必須工事又は選択工事であって、事業者と契約して行うものであること。
- (2) 必須工事に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）が10万円以上のものであること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金を申請する日（以下「申請日」という。）において、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市に住民登録があること。
- (2) 所有者又は当該所有者の二親等以内の親族であること。
- (3) 所有者又は当該所有者の二親等以内の親族が補助対象工事を行う住宅（以下「補助対象住宅」と

いう。)の所在地に住民登録するものであること。

(4) 補助対象工事を行い、次条に規定する補助対象経費を支払うものであること。

(5) 過去に同一の住宅について補助金の交付を受けていないこと（所有者に変更があった場合を除く。）。

(6) 市税を滞納していないこと（補助対象者が所有者と異なる場合は、当該所有者についても同じ。）。

(7) 世帯に属する者のいずれもが宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第4号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する密接関係者でないこと。

(8) 自治会に加入していること。

2 前項の規定は、賃貸住宅に補助対象工事を行う場合（賃貸住宅の大家の承諾を得て行うものに限る。）の補助対象者の要件について準用する。この場合において、前項第1号及び第2号中「所有者又は当該所有者の二親等以内の親族」とあるのは「賃借人」と、同項第4号中「所有者」とあるのは「賃借人」と、同項第5号中「滞納していないこと（補助対象者が所有者と異なる場合は、当該所有者についても同じ。）」とあるのは「滞納していないこと」と読み替えるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象経費」という。）から他の住宅改修補助制度の対象となる経費を控除して得た額に10分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、当該額が10万円を超える場合は、10万円を限度とする。

（事前申込）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事の契約締結の日以前かつ2月末までに、補助金事前申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、先着順に、前項に規定する補助金事前申込書を受け付けるものとする。

（交付の申請等）

第8条 前条第1項に規定する補助金事前申込書を提出した者であつて、補助対象工事を完了し、補助金の交付の申請を行うもの（以下「申請者」という。）は、全ての補助対象経費の支払いが完了次第、同項の規定による事前申込書を提出した日の属する年度の3月末までに、補助金交付申請書兼請求書に次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等により必要な情報を確認できる場合は、該当するものの提出を省略することができる。

(1) 補助対象工事について事業者と契約したことを確認できる書類

(2) 補助対象工事の内容及び補助対象経費の内訳を確認できる書類

- (3) 補助対象経費に係る領収書
- (4) 必須工事の箇所の施工前及び施工後の写真
- (5) 補助対象住宅の所有状況を確認できる次に掲げるいずれかの書類
 - ア 申請日の属する年度に通知された課税資産明細書
 - イ 申請日の属する年度の固定資産課税台帳登録事項証明書
 - ウ 建物の不動産登記事項証明書
- (6) 住民登録、市税の納付状況その他補助金に係る事項について市が行う個人情報調査の同意書
- (7) 自治会加入宣誓書
- (8) その他市長が必要と認める資料

2 申請者は、前項各号及び第9条から第11条までに規定する提出書類に代えて、これらの写し又はこれらの書類に類するものとして市長が認めるものを提出することができる。ただし、市長が公簿等により必要な情報を確認できる場合は、該当するものの提出を省略することができる。

(申請者と所有者が異なる場合の提出書類)

第9条 申請者と所有者が異なる場合は、前条第1項各号に掲げる書類と併せて、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者の前条第1項第6号に規定する同意書
 - (2) 当該所有者が申請者の二親等以内の親族であることを確認できる戸籍証明書
- (多子世帯による間取り変更工事及び多世代同居に伴う増設工事の場合の提出書類)

第10条 別表第1の5の項の多子世帯による間取り変更工事及び別表第1の6の項の多世代同居に伴う増設工事を行う場合は、第8条第1項各号に掲げる書類と併せて、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 必須工事の箇所を示す平面図
- (2) 同居する世帯員全員の第8条第1項第6号に規定する同意書
- (3) 母子手帳の発行年月日及び経過を確認できる箇所（多子世帯による間取り変更工事を行う場合で胎児がいるときに限る。）

(申請者が賃借人である場合の提出書類)

第11条 申請者が賃借人である場合は、第8条第1項各号（第5号を除く。）に掲げる書類と併せて、大家が署名又は記名及び押印をした住宅改修承諾書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 市長は、申請者から第8条から前条までに規定する書類の提出を受けたときは、規則第12

条の規定により実績報告があったものとみなす。

(交付の決定等)

第13条 市長は、第8条から前条までの規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定したものとみなし、同条に規定する補助金の額の通知については、前項に規定する補助金交付決定通知書によりなされたものとみなす。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者から規則第15条第3項の規定により書類の提出があったものとみなし、同条第1項の規定により、補助金の支払を行うものとする。

4 市長は、第1項に規定する審査の結果、適当でないと認めるときは、補助金不交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(交付の決定の取消)

第14条 市長は、交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を取り消すことができる。

(1) 規則若しくはこの要綱に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

(2) 交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消を行った場合は、補助金交付決定取消通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、申請者の当該取消に係る部分について既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項及び第3項の規定により、当該補助金の全部又は一部の返還を当該交付の決定を受けた者に対して、補助金返還命令書により期限を定めて当該補助金の返還を求めることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた者は、前項の命令書に記載のある期限内に、規則第18条の規定により当該補助金を市長に返還しなければならない。

(市への協力)

第16条 申請者は、本市の住宅政策に関する広報活動等について、要請があった際は可能な限り協力

するものとする。

(様式)

第17条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文（平成24年3月31日告示第172－3号）

平成24年4月1日から適用する。

改正文（平成25年1月31日告示第35－3号）

平成25年2月1日から適用する。

改正文（平成25年3月27日告示第117－2号）

平成25年4月1日から適用する。

改正文（平成26年4月1日告示第151号）

平成26年4月1日から適用する。

改正文（平成30年4月1日告示第154号）

平成30年4月1日から適用する。

改正文

令和5年4月1日から適用する。

改正文（令和6年3月 日告示第 号）

令和6年4月1日から適用する。

改正文（令和 年 月 日告示第 号）

令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

区分		補助対象工事の内容
1	断熱改修工事	窓，屋根，外壁，天井，内壁又は床の断熱改修工事で，次世代省エネ基準（平成28年基準）に対応する工事
2	バリアフリー改修工事	介護保険法（平成9年法律第123号）第45条第1項に規定する手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の改修工事
3	防犯性向上に資する改修工事	防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議による防犯性能の高い建物部品目録に掲載された製品を使用した工事

4	他の住宅改修補助制度を利用する工事	他の住宅改修補助制度の対象となる工事
5	多子世帯による間取り変更工事	2人以上の子と同居しており、18歳未満のものが1人以上いる世帯が居室、収納の増設等の間取りを変更する工事
6	多世代同居に伴う増設工事	直系血族が2世代以上で同居する世帯がキッチン、浴室、トイレ又は玄関を増設する工事で、改修後にこれらのいずれか2つ以上が複数箇所（既存のものを含む。）になる工事
7	太陽熱温水器の設置工事	一般社団法人ベターリビングによる優良住宅部品の認定を受けた太陽熱温水器を新たに設置する工事
8	地域活用に向けた間取り改修工事	住宅の一部を集会所、子供及び高齢者の居場所等地域コミュニティ活性化の場として活用するための工事

備考 必須工事に伴う既存の設備等の解体・運搬・処分についても、必須工事とする。

別表第2（第3条関係）

補助対象工事の内容
次の各号に掲げる工事以外のもの (1) 物置、カーポートの設置等住宅と別棟の倉庫、車庫に関するもの (2) 樹木剪定、植樹、門扉、塀、生垣、フェンス、ウッドデッキの設置等造園、外構に関するもの (3) テーブル、ソファ、テレビ、エアコン、照明器具、給湯器、太陽光設備の設置等家具、調度品、家庭電気製品に関するもの (4) 電話、インターネット等の配線、アンテナの設置等に関するもの (5) 浄化槽設備の設置に関するもの

備考 選択工事に伴う既存の設備等の解体・運搬・処分についても、選択工事とする。